

山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1 山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要綱により、基本的な事項を定める。

(事業の実施)

第2 山梨県及び市町村におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と市町村が共同して、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地域未来交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

県は、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営するとともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等についての求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、県内の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、山梨県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 起業支援事業

県は、起業支援機関を設置して社会的事業の起業及び Society5.0 関連事業等の付加

価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者(以下、「起業者」という。)を支援し、事業立ち上げに関する伴走支援を行うとともに、起業、事業承継又は第二創業に必要な経費の一部の補助を行う。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、地域未来交付金の申請、実績報告、受領及び返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理及び当該市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業をした者等の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円をそれぞれ上限として、移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が

移住希望者に対して公表された後に、県内に転入したこと。

- b 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。なお年度当初予算における地域未来交付金の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。

当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数

- c 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 市町村が独自に設定する要件

市町村において移住者支援施策の観点から必要と認める場合に、独自に設定する要件。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。
- d その他県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

(1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が本県に所在すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象として「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等(法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体をいう。以下同じ。)への就業でないこと。ただし、当該法人等への就業前において既に他の法人等への勤務年数が10年を超えている場合その他これに類する場合で市町村の協議に基づき県が対象と認めた場合を除く。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人等に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、上記マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が本県に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 勤務日数の1/5を超えて所属企業等へ通勤せず、かつ週20時間以上移住先でテレワーク勤務を実施すること。

(ウ) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(エ) 所属先企業等から常時通勤することを想定した通勤手当を支給されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

本県における市町村や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、別表1に掲げる市町村が個別に定める要件に該当すること。

⑤ 起業に関する要件

第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 事前相談

移住支援金の申請をしようとする者は、原則として、県又は移住しようとする市町村において事前相談を行うものとする。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、別途移住先の市町村が定める交付要綱等に基づき、必要な書類を移住先の市町村に提出するものとする。

申請者から提出のあった「就業証明書」について、必要に応じて、県が事前に内容を確認するものとする。

(ウ) 支給方法

(イ)の申請を受け付けた市町村は、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
- (ウ) (1)② 就職に関する要件に該当し受給した場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県と共有することとする。

県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

その他県は、事務が適切に実施されるよう、国との調整、財務事務等に係る助言の実施を図るものとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人等の求人情報を掲載するため、「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」の開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人等の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の実現のため、地域経済への波及効果等の観点から、地域にとって重要な業種であること。
- (イ) 官公庁並びに独立行政法人、第三セクター(出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)及び一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している主体でないこと。
- (ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人等であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理

性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人等を除く。)でないこと。

(エ) 次に定めるみなし大企業でないこと。

みなし大企業:次に掲げる事項のいずれかに該当する法人をいう。ただし、上記(ウ)の知事が必要と認める法人は、各項目中の「資本金10億円以上の法人」としない。

a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

c 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人等(山梨県を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人等を除く。)ではないこと。

(カ) 雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人等の選定

県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人等の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人等の登録申請者は、申請書(様式1)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

ただし、申請を行うことができるのは、別途県が指定する説明会等に参加した法人等とする。

② 登録

県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人等の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

県は、移住支援金の対象法人等が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 県又は県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

② 県又は県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

県は、マッチング支援における対象法人等及び掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、地域未来交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、就職活動にかかる往復交通費(以下、「交通費」という。)の2分の1に相当する額(上限:3,890円)及び移住にかかる移転費(上限:66,000円)を、それぞれ上限額の範囲内で支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 本県に移住したこと。ただし、交通費については、在学中に申請する場合は、本県に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

b 交付金の交付決定がされた後であって、本県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

c 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。なお年度当初予算における地域未来交付金の第1回交付決定前であったことにより、卒業・修了日から1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。

当該年度の4月1日から、卒業・修了日から1年となる日又は就業開始日から1年となる日のいずれか早い方までの日数

d 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に②の要件を満たす企業等に就職し、移住予定日から1年以上、本県に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア)就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、
(1)①(ア)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は卒業・修了してから1年以内に就職する見込みであること。
- b 原則、勤務地が県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- e 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。ただし、市町村の協議に基づき県が対象とする場合を除く。
- f 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住にかかる移転費については、地域において担い手が不足しており、担い手の確保が困難かつ緊急性が高い職種等に就職する場合で市町村の協議に基づき県が対象とする場合を除く。

(イ)就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
- b 移住先地域(移住先市町村から通勤が可能な地域)を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- c 東京圏(条件不利地域を除く)への勤務を前提としない採用であること。
- d 在学中に交通費を申請する場合は、上記a、b及びcの条件に該当する条件で採用される予定であること。

③ 申請・支給方法

(ア)事前相談

地方就職支援金の申請者は、原則として、県又は移住しようとする市町村において事前相談を行うものとする。

(イ)申請

地方就職支援金の申請者は、別途移住先の市町村が定める交付要綱等に基づき、必要な書類を移住先の市町村に提出するものとする。

(ウ) 支給方法

市町村は、(イ)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

- ① 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- ② 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- ③ 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。
- ④ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3カ月以内に(1)②の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。
- ⑤ 申請先市町村への転入日から1年以内に申請先市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、上記(1)②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に申請先市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。

(起業支援事業)

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業家に対して、当該起業家が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。又は、国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を、事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、

合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の代表者となる者であること。

② 県内に居住していること、若しくは起業支援事業の事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。

③ 法人の登記若しくは個人事業の開業の届出を本県で行う者。又は、事業承継若しくは第二創業により新たに実施する事業を本県で行う者。

④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題解決に資すること。(社会性及び必要性)

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。(事業性)

(ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること。(デジタル技術の活用)

② 県内で実施する事業であること。

③ 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する又は、Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した事業であること。

(3) 対象経費

起業者が起業、事業承継又は第二創業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

※ただし、起業支援事業の公募開始日以降に発生した経費で、かつ、事業期間完了日までに支払を完了するものに限る。

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

(2) 交付方法

県は、社会的事業に知見を有する者等の外部有識者を含む審査委員会を設置するとともに、当該審査委員会の審査を経て県が(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、

1及び2の業務を行う執行団体(事務局)を置くものとする。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地域未来交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地域未来交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

3 第5の3に定める地方就職学生支援事業

(1) 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から地域未来交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、市町村の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地域未来交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

3 第6に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

(協力)

第8 県と市町村は、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、市町村と調整したうえで県が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和元年12月20日から実施する。
- 3 この要綱は、令和2年7月21日から実施する。
- 4 この要綱は、令和2年12月22日から実施する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和3年6月9日から実施する。
- 7 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 8 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 9 この要綱は、令和5年6月23日から実施する。
- 10 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 11 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 12 この要綱は、令和7年5月1日から実施する。
- 13 この要綱は、令和7年7月1日から実施する。
- 14 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1

甲府市	甲府市内への転入時において世帯全員が40歳未満で、申請者が次の「ア 支給対象者の要件」のいずれかに該当し、かつ申請者が「イ 地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。 ア 支給対象者の要件 (ア) 過去に甲府市に3年以上住民登録をしていた履歴のあるもの (イ) 過去に甲府市内の学校を卒業しているもの (ウ) 過去に甲府市内の事業所に通算3年以上勤務していたことがあるもの (エ) 甲府市への転入前5年以内に交付市にふるさと納税の寄附実績があるもの (オ) 甲府市に2親等内の親族が居住しているもの イ 地域の担い手確保の要件 (ア) 山梨県内で農林水産業に就業していること。 (イ) 甲府市に本社を置く企業に就業し、かつ、次の全ての要件を満たすこと。 a 就業先に関する要件次に掲げる事項の全てに該当すること。 (a) 勤務地が山梨県内に所在すること。 (b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連者特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。 (c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (d) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (e) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 b 就業条件等に関する要件次に掲げる事項の全てに該当すること。 (a) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。 (b) 山梨県内への勤務地限定型社員としての採用であること。
富士吉田市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 申請日現在で50歳未満であり、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ・申請日の属する年度の前年度から起算して直前の5年間のうち3年以上富士吉田市ふるさと寄附要綱（平成20年富士吉田市訓令第33号）第4条の規定に基づく寄附実績があること。 ・富士吉田市に所在する学校等を卒業していること。 ・富士吉田市長が別に定める定住促進関連事業等に、転入日の前日までに参加経験を有すること。 ・過去に富士吉田市に連続して3年以上住民登録をしていた者であること。 【地域の担い手確保の要件】 地域の担い手となる者として、富士吉田市に所在する就業先等に申請日から5年以上継続して勤務する意思を有し、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者

	・ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて富士吉田市内企業等へ就業する者（ただし、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条（第 3 項第 5 号に規定する者を除く。）に規定する公務員を除く。）であり、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
都留市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 都留市のお試し居住の利用経験を有する者 ・ 都留市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ・ 都留市に居住経験のある者 ・ 都留内高等学校、都留内大学（都留文科大学、健康科学大学看護学部）又は都留内大学校（山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス）卒業者 ・ 申請日の属する年度の前年度までに都留市へふるさと納税を行った者 ・ 都留市内のコワーキングスペース・シェアオフィスを利用した経験を有する者 ・ 都留市空き家バンク事業実施要綱に基づく空き家バンクの登録物件を購入又は貸借した者 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業に就業する者 ・ 家業等へ就業する者 ・ 都留市内に事業所を有する法人（国または地方公共団体を除く）に正規雇用されている、又は都留市内で起業（個人開業届の提出または法人設立を行ったもの）若しくは事業を営んでいる者で都留市内に主たる事業所を移転した者 ・ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
山梨市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 山梨県及び山梨市が実施する移住相談会に参加したことがある者（山梨県が実施する場合は山梨市のブースにて移住相談を行っている者） ・ 申請日の属する年度の前 3 年度以内に山梨市への移住相談名簿に記録がある者 ・ 申請日の属する年度の前年度までに山梨市へふるさと納税を行った者 ・ 山梨市に居住経験がある者 ・ 山梨市空き家バンク制度に基づく、空き家バンクの登録物件を購入した者 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業に就業する者 ・ 家業等へ就業する者 ・ 山梨市内の事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき就業した者（官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）を除く。）

大月市	転入時に40歳未満の者で、【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・山梨県及び大月市が実施する移住相談会に参加した者であること。ただし、山梨県が実施する移住相談会の場合は、大月市のブース等で移住相談を行った者であること。 ・大月市に居住経験があること。 ・大月市が発行するNFTを保有する者であること。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者であること。 ・地域活動に参加している者であること。 ・大月市内に就職又は起業した者であること。 ・Uターンによる移住者であり、県内事業所に正規で就業した者であること。
韮崎市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・申請の時に50歳未満の者で、次のいずれかに該当すること。 (ア) 韮崎市に5年以上住民登録をしていた履歴のある者 (イ) 申請の日の属する年度の前年度までの3年以内に、韮崎市に対しふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第22項及び第314条の7第2項の規定による寄付金税額控除の対象となる寄附金をいう。）による寄付を行ったことがあること。 (ウ) 申請の時に過去1年以内に、韮崎市お試しハウス事業実施要綱（令和3年3月韮崎市告示第9号）に規定するお試しハウス又は韮崎市お試し住宅実施要綱（令和3年5月韮崎市告示第75号）に規定するお試し住宅の使用実績があること。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に従事し、かつ、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者（経営者に当っては、自ら生計を営む程度の収入のある事業を営んでいること、又はその見込みがある者） ・家業等（3親等以内の親族が営む職業等をいう。）へ就業している者 ・韮崎市起業支援補助金交付要綱（平成30年3月韮崎市告示第53号）に規定する起業支援補助金の交付の決定を受けている者 ・事業所に就業している者で、次の要件を満たすこと。 (a) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (b) 就業先に支援金の申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 (c) 就業が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。 (d) 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (e) 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (f) 就業先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を

	除く。)ではないこと。 (g) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 (h) 山梨県内への勤務地限定型社員としての採用予定であること。
南アルプス市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 申請時に50歳未満で、次のいずれかに該当する者 (1) 申請時において、過去1年以内に南アルプス市のお試し住宅・お試し滞在の経験を有する者 (2) 申請日の属する年度の前3年度までに南アルプス市へふるさと納税を行った者 (3) 南アルプス市が実施する移住・定住促進事業に参加経験を有する者 (4) 南アルプス市に3年以上住民登録をしていた履歴がある者 【地域の担い手確保の要件】 ・南アルプス市内で農林水産業に就業した者（就農した者においては販売農家に限る。） ・南アルプス市内に事業所を有する法人（国または地方公共団体を除く。）に正規雇用されている者 ・南アルプス市内で家業等に就業する者
北杜市	申請時点で下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。ただし、就業は勤務地等の変更による就業を除く新規の雇用とする。 【支給対象者の要件】 ・北杜市にふるさと納税をしたことがあること。 ・北杜市移住定住お試し住宅実施要綱第1条に規定する住宅を現に使用したことがあること。 ・転入日の年度を含む前2箇年度の間に、北杜市が行う移住事業に参加したことがあること。 ・補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）又は申請者と同一の世帯に属する者（以下、「同一世帯員」という。）が北杜市内に住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住していること。 ・申請者又は同一世帯員の3親等以内の親族が、北杜市の区域内に住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住していること。 ・北杜市の区域内に存する小学校、中学校又は高等学校のいずれかを卒業していること。 ・申請日前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、北杜市が備える住民基本台帳に連続した3箇年度にわたって記録されていること。 【地域の担い手確保の要件】 地域の担い手確保に関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。（ア）、（イ）及び（ウ）の就業は、新規の雇用（勤務地等の変更による就業を除く。）でなければならない。 （ア）北杜市の区域内で営まれる農林水産業に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、法人経営者又は個人事業主にあつては、安定した経営ができ

	る又はその見込みがあると北杜市長が認める収入があること。 (イ) 北杜市企業交流会に会員登録している企業に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (ウ) 官公庁等（第三セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資により設立される事業者をいう。）のうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。以下同じ。）以外の北杜市内の法人であって、医療従事職、介護職、保育士職、教職のいずれかの職に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (エ) 法人経営者の場合にあっては、申請日前1年以内に北杜市の区域内に本社機能を移転していること、個人事業主の場合にあっては、申請日前1年以内に北杜市の区域内に存する事業所所在地に事業を移転していること。ただし、法人経営者又は個人事業主にあっては、安定した経営ができる、又はその見込みがあると北杜市長が認める収入があること。 (オ) 北杜市創業促進支援補助金交付要綱による補助金の交付決定を受けていること。
甲斐市	転入時点において申請者が50歳以下であり、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 甲斐市に3年以上住民登録をしていた履歴のある者 ・ 過去3年以内に甲斐市にふるさと納税をした者 ・ 甲斐市内に所在する、学校教育法に規定する大学等又は高校等を卒業した者 【地域の担い手確保の要件】 ・ 甲斐市内で農林水産業に従事していること。 ・ 甲斐市内で市特産物の加工品を製造し、市特産品のブランド化に取り組む事業に従事していること。
笛吹市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 笛吹市が指定する移住者交流会又は移住相談会に参加した者 【地域の担い手確保の要件】 ア 笛吹市内において農林水産業に週20時間以上従事していること。ただし、農業に従事している場合は、笛吹市新規就農農業後継者支援金交付要綱（平成22年笛吹市告示第20号）に基づく笛吹市新規就農農業後継者支援金又は笛吹市新規就農者支援事業補助金交付要綱（平成24年笛吹市訓令第5号）に基づく笛吹市新規就農者支援事業補助金の交付決定を受けていること。 イ 笛吹市のホームページの「笛吹市内の企業を紹介します！」ページに掲載されている法人に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、又は就業することが決定していること。
上野原市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・ 上野原市が実施する移住相談会に参加経験を有する者

	・上野原市に過去に住民票の登録があった者 ・上野原市や地域づくり団体が関わる上野原市における地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ・直近５年連続して上野原市にふるさと納税をした者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・上野原市内の企業に就業する者。ただし、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
甲州市	転入時に４５歳未満であって、【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。ただし地域おこし協力隊及び集落支援員等にあつては、関係人口対象者とはならない。 【支給対象者の要件】 ・転入前３年から１か月以内に甲州市の移住相談者名簿に記録があること。 ・甲州市が実施する関係人口創出事業又は移住定住促進事業に参加経験したことがあること。ただし氏名や住所など本人確認ができる事業に限る。 ・申請日の属する年度の前年度までの３年間に連続して、甲州市へふるさと納税を行っていること。 ・甲州市に１０年以上居住をしたことがあること。 ・甲州市空き家情報バンク制度に利用登録をし、当該登録に基づき媒介業者を通じて物件等の購入又は賃借を行っていること。 【地域の担い手確保の要件】 ・甲州市内で農林水産業に就業すること。 ・甲州市内に住所を有するワイナリーに正社員として就業すること。
中央市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・中央市に過去に住民登録があった者 ・中央市にふるさと納税を行った者 ・山梨大学医学部の卒業生 【地域の担い手確保の要件】 ・中央市内で農林水産業に就業する者 ・中央市内にある事業所へ週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する者
市川三郷町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・移住前直近５年間に市川三郷町へのふるさと納税の寄付実績が２回以上ある者 ・市川三郷町ゆかりの会「りんどう」の会員である者 ・過去に１０年以上、市川三郷町に住民登録をしていた履歴のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に従事する者

	・官公庁を除く市川三郷町内事業所へ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する者 ・空き店舗活用補助金を使用して市川三郷町内に新店を出す者
早川町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・早川町又は地域づくり団体等が実施した関係人口創出事業へ継続的に参加している者 ・早川町が参加する移住相談会で移住相談実績があり、かつ、短期移住体験支援制度を利用した実績がある者 ・移住に際して、早川町で住宅の新築又は購入をした者 ・過去5年以内に早川町に2回以上ふるさと納税の寄附実績がある者 【地域の担い手確保の要件】 ・早川町内の事業所等へ週20時間以上の無期雇用契約に基づき就職した者（官公庁を除く。） ・早川町内で農林水産業に就業し、収入を得る者
身延町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・身延町が実施した移住体験ツアーの参加経験がある者 ・身延町の田舎暮らし体験施設の利用経験がある者 ・移住前の直近5年間に2回以上身延町にふるさと納税をした者 ・申請者又はその配偶者が、過去に身延町の住民基本台帳に登録があった者 ・身延町に2親等以内の親族が居住している者 【地域の担い手確保の要件】 ・身延町内で農林水産業に就業した者（就農した者においては販売農家に限る。） ・官公庁を除く身延町内の事業所等に正規雇用で就職した者
南部町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・南部町の主催する関係人口創出事業及び移住定住促進事業に参加経験を有する者 ・南部町や地域づくり団体に関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ・南部町内に居住経験のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・南部町内の農林水産業に就業する者 ・南部町内の家業等に就職する者 ・南部町が認めた企業等に就職する者 ・南部町や地域づくり団体等に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
富士川町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。

	【支給対象者の要件】 ・富士川町デジタル田園都市構想総合戦略における基本目標2 富士川町への人の流れをつくる（１）～（５）にある事業の参加者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に従事する者 ・富士川町内企業へ就業するもの
道志村	村内への転入時において申請者が50歳未満で、以下の【支給対象者の要件】のいずれかに該当しかつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・道志村内に住居を新築・購入した者 ・道志村が認めた住居に居住した者 ・道志村内に居住経験がある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業した者 ・道志村内の家業等に就業する者 ・道志村が認めた企業に就業した者
西桂町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・山梨県又は西桂町の移住相談会に参加経験を有する者（山梨県が実施する場合は西桂町のブースにて移住相談を行っている者） ・西桂町に居住経験がある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
忍野村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・山梨県または忍野村が実施する移住相談会への参加経験を有する者（山梨県が実施する場合は本村のブースにて移住相談を行っている者） ・忍野村に居住経験がある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者
山中湖村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・申請者又はその配偶者が、過去に山中湖村の住民基本台帳に登録のあった者 ・移住前の直近5年間のうちに2年以上山中湖村にふるさと納税をした者 ・山中湖村内に3親等以内の親族が居住している者

	【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・山中湖村内に立地する企業等に正規雇用されている者 ・山中湖村内で起業し、事業所を設置する者 ・家業等へ就業する者
鳴沢村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・鳴沢村が設置する移住相談ブースへの相談経験を有する者 ・鳴沢村に居住経験がある者 ・鳴沢村へふるさと納税を実施した者 ・鳴沢村が実施するイベントへの参加経験がある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者 ・鳴沢村が認める企業に就業した者 ・鳴沢村のプロモーションに関する事業を行う者 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
富士河口湖町	申請時において下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ア 過去に連続して3年以上、富士河口湖町に居住していた者：Uターン イ 転入をした日の前日までの5年間のうち、連続した3か年以上かつ合計5回以上、富士河口湖町にふるさと納税を実施した者 ウ 富士河口湖町長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの3年以内に2回以上参加した経験があること。 【地域の担い手確保の要件】 ア 富士河口湖町内の農林水産業・酪農業に就業する者 イ 富士河口湖町内に立地する企業等に正規雇用されている者 ウ 富士河口湖町内で起業又は創業し、事業所を設置する者
小菅村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・昼間人口：小菅村外に居住しながら、小菅村内の事業所等で就業している者 ・1／2村民（活動人口）：1／2村民カードを有し、小菅村のボランティア活動、イベント運営、祭り等にスタッフとして参画する者 ・1／2村民（支援人口）：小菅村分数村民制度の1／2村民カードを有し、ふるさと納税等を通じて小菅村の活動を継続的に支援する者 【地域の担い手確保の要件】

	・ 地域活動への参加の意思を持つ者 ・ 小菅村内で就業する者 ・ 小菅村内で起業し、事業所を設置する者 ・ 家業等へ就業する者
--	--